

第1章 総説

1 沿革

昭和49年4月、川崎市飼い犬管理センター条例の制定に伴い、川崎市畜犬管理事務所を川崎市飼い犬管理センターと改称し、動物愛護を基本理念とした「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」の実践的な推進施設として新たに発足しました。

当センターは、市の動物対策の中心的業務を行うとともに、犬、ねこ等の譲渡、収容動物の健康管理、動物愛護思想の普及啓発の場として市民サービスを実施してきました。

さらに、動物由来感染症などの動物と人の間で憂慮される公衆衛生上の調査研究の拠点となるよう事業を展開してきました。

昭和25年 8月	「狂犬病予防法」制定
昭和26年11月	川崎市立犬抑留所開設
昭和33年12月	「神奈川県飼い犬取締り条例」施行
昭和44年 5月	「神奈川県飼い犬取締り条例」廃止、「神奈川県犬による危害防止条例」施行
昭和46年10月	「川崎市犬抑留所」を「川崎市畜犬管理事務所」と改称
昭和48年10月	「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和48年11月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」(わんわん条例)を施行し、動物愛護精神を基本理念とした新しい観点から、犬対策等の転換を図る。 * 昭和48年9月 「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」制定にあたり、財団法人 日本動物愛護協会から表彰を受ける。
昭和49年 4月	「川崎市飼い犬管理センター条例」施行 「川崎市畜犬管理事務所」を「川崎市飼い犬管理センター」と改称
昭和49年 9月	「川崎市飼い犬管理センター」完工式
昭和50年10月	「川崎市動物愛護賞」制定
昭和55年 1月	「神奈川県犬による危害防止条例」廃止、「神奈川県動物保護管理条例」施行
昭和55年 7月	「川崎市動物管理センター条例」一部改正 「川崎市飼い犬管理センター」を「川崎市動物管理センター」と改称
昭和63年 5月	動物ふれあい広場を開設(一部)
平成 元年 4月	動物図書・ビデオコーナー開設
平成 2年10月	動物ふれあい広場完成

平成 9年 4月	「川崎市動物愛護センター条例」一部改正 「川崎市動物管理センター」を「川崎市動物愛護センター」と改称
平成12年 4月	「川崎市飼い犬等の飼養管理に関する条例」廃止、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」施行
平成13年 4月	「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正
平成14年 5月	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」施行
平成14年10月	「身体障害者補助犬法」施行
平成17年 6月	「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」施行
平成17年 8月	「川崎市ねこの適正飼養ガイドライン」策定
平成18年 6月	「動物の保護及び管理に関する法律」、「川崎市動物の保護及び管理に関する条例」一部改正
平成20年 4月	「鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律」に関する業務が移管される。

2 根拠法令・関係法令

(1)根拠法令

狂犬病予防法(昭和 25 年 8 月 26 日 法律第 247 号)

狂犬病予防法施行令(昭和 28 年 8 月 31 日 政令第 236 号)

狂犬病予防法施行規則(昭和 25 年 9 月 22 日 厚生省令第 52 号)

川崎市狂犬病予防法施行細則(昭和 25 年 11 月 1 日川崎市規則第 33 号)

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年 10 月 1 日 法律第 105 号)

動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和 50 年 4 月 7 日 政令第 107 号)

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(平成 18 年 1 月 20 日 環境省令第 1 号)

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年3月24日 条例第21号)

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(平成 12 年 3 月 31 日 規則第 45 号)

川崎市動物愛護センター条例(昭和 49 年 3 月 30 日 条例第 13 号)

川崎市動物愛護センター条例施行規則

(昭和 49 年 4 月 1 日 規則第 40 号)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成 10 年 10 月 2 日 法律第 114 号)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号)

(2)関係法令

遺失物法(平成 18 年 6 月 15 日 法律第 73 号)

獣医師法(昭和24年6月1日 法律第186号)

家畜伝染病予防法(昭和26年5月31日 法律166号)

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律

(平成20年6月18日 法律第83号)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

(平成16年6月2日 法律第78号)

(3) 基準・要綱等

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準

展示動物の飼養及び保管に関する基準

実験動物の飼養及び保管等に関する基準

動物取扱業者が遵守すべき動物の管理方法等の細目

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目

特定動物の飼養又は保管の方法の細目

犬及びねこの引取り並びに負傷動物の収容に関する措置

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置 等

関係要綱

動物の譲渡にかかるコーディネート推進事業要綱

電子標識機器(マイクロチップ)による所有者明示措置推進要綱

移入有害動物捕獲支援要綱

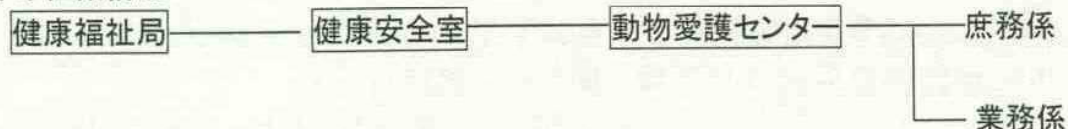
犬の登録申請及び狂犬病予防注射手数料等減免要綱

動物の引渡し実施要綱

動物の引渡し等に関する実費徴収要綱 等

3 組織構成及び人員

(1) 組織構成



(2) 職員の配置状況

	総数	所長	事務	獣医師	動物保護 作業員	飼養管理 員	運転手	非常勤嘱 託員
総数	18	1	2	5	2	2	3	3
所長	1	1						
庶務係	5		2				3	
業務係	12			5	2	2		3

4 管轄区域



5 施設の概要

- (1)所在地 川崎市高津区蟹ヶ谷119番地
- (2)敷地面積 1,370.00㎡
- (3)建築構造 鉄筋コンクリート2階建
- (4)建築面積 300.44㎡
- (5)建築延べ面積 584.90㎡
- (6)施設内容



ア 管理関係施設

手術室	294.24㎡
検査室	22.94㎡
事務室(女子更衣室含む。)	18.60㎡
男子更衣室	75.50㎡
機械室等	18.60㎡
	161.30㎡

イ 収容関係施設

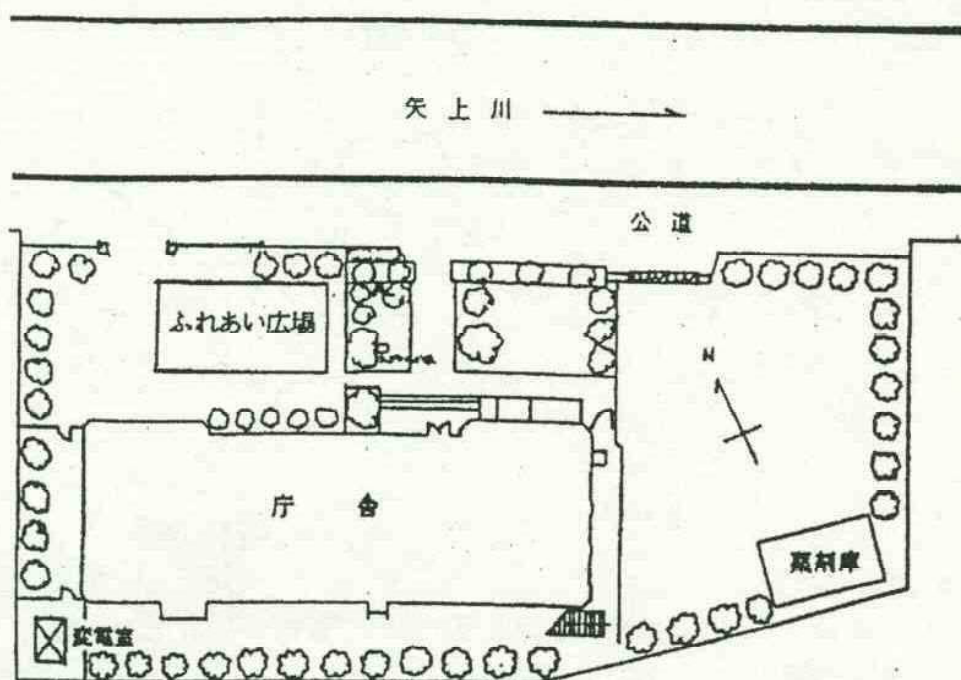
処置室(処分室)	138.87㎡
犬収容	20.00㎡
ねこ収容	130.55㎡
その他(うさぎ、モルモット)	2.70㎡
	5.62㎡

ウ 愛護関係施設

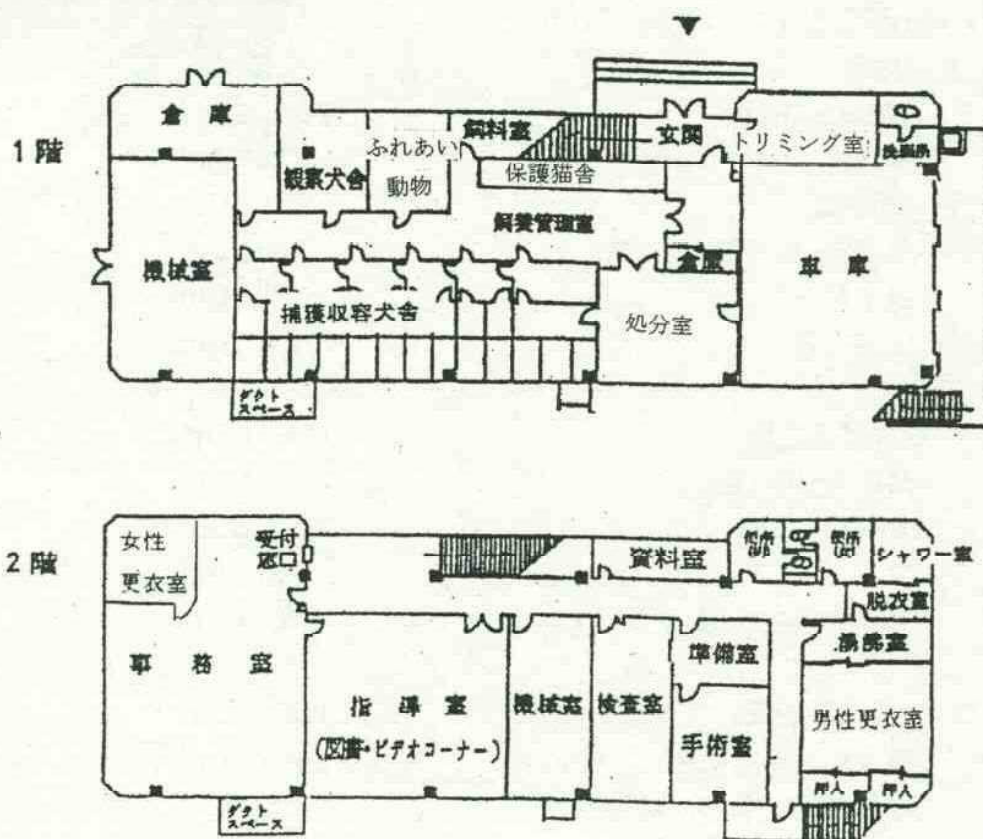
指導室	103.76㎡
ふれあい広場	45.26㎡
	58.50㎡

6 建物配置図及び平面図

建物配置図



建物平面図



7 事業予算及び手数料

(1)事業予算

23年度予算

科目	使用料及び手数料 (事業運営)	使用料及び手 数料(飼養登 録)	諸収入	県支出金	合計
歳入	2,040,000	34,000	428,000	87,000	2,589,000

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	9,818,000	345,000	10,163,000

22年度決算

科目	使用料及び手数料 (事業運営)	使用料及び手 数料(飼養登 録)	諸収入	県支出金	合計
歳入	717,000	7,000	342,000	72,000	1,138,000

科目	運営事業費	飼養登録事業費	合計
歳出	9,885,000	342,000	10,227,000

(2)手数料

①動物愛護センター使用料

不妊手術料(雄)	1頭につき	8,000円
不妊手術料(雌)	1頭につき	15,000円

②狂犬病予防業務手数料

犬の登録申請	1頭につき	3,000円
狂犬病予防注射	1頭につき	2,950円
狂犬病予防注射済票交付	1頭につき	550円

③管理手数料

引取り手数料生後91日以上	1頭につき	2,000円
引取り手数料生後91日未満	1頭につき	400円
動物取扱責任者研修受講手数料	1頭につき	1,000円

④鳥獣飼養登録手数料

飼養登録更新手数料	1頭につき	3,400円
-----------	-------	--------

⑤その他

返還手数料	1頭につき	1,200円
飼養管理費	1日1頭につき	800円
マイクロチップ費用	1頭につき	2,000円
有害鳥獣処分費用	1頭につき	1,000円

第2章 事業

1 動物の愛護及び適正飼養の普及啓発事業

(1) 動物愛護の普及

人と動物が共生する社会環境を目指すためには、市民が動物の習性を正しく理解するとともに、優しさを持って適正に飼養することが必要となります。市民の動物を愛護する愛護する気風を招来し、生命尊重・友愛及び平和の情操の涵養をもって、人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、学校、地域、家庭等において、普及啓発を実施しています。

① 動物ふれあい教室

小学校低学年(生活科のカリキュラム)や保育園等を対象に、幼少のころから動物とふれあい、命の大切さを学ぶことにより動物愛護精神を高めるとともに、動物との正しい接し方やその生態を理解することで、動物と共生できる社会づくりを目指すため、動物ふれあい教室を実施しています。

また、動物介在活動の一環として、動物とともに老人ホームを訪問しています。

ア 出張動物ふれあい教室

小学校や保育園等に出張し、動物の体の構造、モルモットやウサギの触り方、犬にかまれないための接し方、子供たちと犬との心臓の音の聞き比べを行います。さらに動物とのふれあいを通して、動物も人と同じように命あるものであり、一緒に暮らす楽しさと大変さについて学んでもらいます。

また、老人福祉施設では、モルモットやうさぎ、犬などをさわることで、入所者が笑顔になり、元気になります。

なお、「ふれあい後の手洗い」については、すべての施設で実施するよう啓発しています。

平成22年度の出張方式は、39施設(小学校27施設、保育園等11施設、老人ホーム1施設)で延3388人の参加でした。

イ 来所動物ふれあい教室

所内のふれあい広場を利用して、主に自主育児グループを対象に実施しています。幼児と親に対して、モルモットやウサギの触り方、犬への接し方、猫の触り方などを説明し、動物について学んでもらいます。さらに、親に対して、動物愛護や終生飼養、動物由来感染症について説明し、普及啓発を行います。

平成22年度の来所方式は11グループ、延219人の参加でした。

動物ふれあい教室(平成12年から22年まで)

年 度	12			13			14			15		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	41	41	3,081	29	29	2,549	28	28	2,172	20	20	1,715
小学校	25	60	2,984	21	67	2,827	22	67	2,654	25	74	2,641
老人福祉施設	1	2	70	1	2	75	1	2	70	1	2	53
自主育児グループ	7	7	230	7	7	320	5	5	224	8	8	298
総 数	74	110	6,365	58	105	5,771	56	102	5,120	54	104	4,707

年 度	16			17			18			19		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	11	11	804	11	11	853	10	10	727	9	9	710
小学校	28	79	2,699	24	79	2,612	28	89	2,907	28	96	2,960
老人福祉施設	1	2	76	2	5	177	1	2	45	1	2	34
自主育児グループ	5	5	218	8	8	297	9	9	369	9	10	343
総 数	45	97	3,797	45	103	3,939	48	110	4,048	47	117	4,047

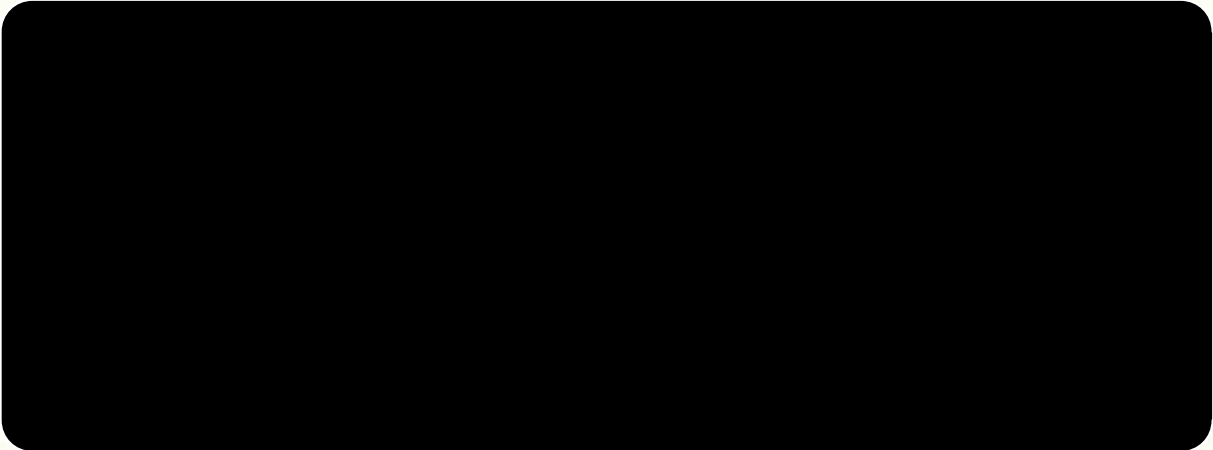
年 度	20			21			22		
施 設	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員	施設数	回数	人員
保育園等	11	11	965	9	9	521	11	12	838
小学校	28	100	3,088	27	86	2,702	27	84	2,512
老人福祉施設	2	3	40	2	2	72	1	1	38
自主育児グループ	10	10	373	13	13	501	11	11	219
総 数	51	124	4,466	51	110	3,796	50	108	3,607

②夏休み動物体験教室

夏休み期間中に、動物の世話をしたり、動物とふれあうことを通して、命の大切さを学んでもらいます。

ア 夏休み飼育体験教室

小学校高学年を対象に、主に収容動物の生態についての勉強と仔ねこ、モルモット、ウサギの飼養管理、犬のシャンプーを実施します。普段あまり動物と接することがない子供たちが多く参加しますが、最後に「動物と触れ合えてとても楽しかった。」という言葉のほか、「動物を飼うのって大変だね。」という感想を聞くことができます。平成22年度は2回実施し、計17名が参加しました。



イ 夏休みふれあい教室

小学校低学年以下を対象に、モルモットやウサギの触り方、犬への接し方、猫の触り方などを説明し、動物について学んでもらいます。

平成22年度は、1回で28名が参加しました。



	回数	参加数	内容
飼育体験教室	2	17	収容動物の飼養管理、犬のシャンプー
ふれあい教室	1	28	モルモット、ウサギ、犬とのふれあい

③ふれあい広場

所内に設置されたふれあい広場は常に開放しており、市民が自由に来所して動物を見ることができるようになっています。センター周辺には養護施設や保育園等があるため、散歩の途中でセンターに立ち寄り、動物とふれあいことにより、命の大切さについて感じてもらいます。

平成22年度実施状況

	回数	参加数	内容
ふれあい広場	12	105	モルモット、ウサギ、犬とのふれあい



④動物愛護フェアかわさき2010

毎年9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。この期間中に全国的に動物愛護事業が行われており、市では、麻生区役所において、9月23日に動物愛護フェアかわさき2010が開催されました。

当センターでは、区役所内に作られたふれあい広場での動物たちとのふれあいのほか、長寿犬・ねこやセンター譲渡動物の写真パネル、センター譲渡事業に関する普及啓発パネルの展示及び動物愛護普及啓発リーフレットの配布を行いました。

また、「犬と一緒に写真を撮ろう」コーナーでは、ふれあい犬と子供と一緒に遊ん

で写真を撮りました。

動物愛護フェアかわさき2010実施状況

	回数	参加数	内容
ふれあい広場	3	120	モルモット、ウサギ、ひよことのふれあい

⑤動物慰霊祭

毎年、動物愛護週間中に、当センターに収容され、処分されることとなった動物たちと川崎市衛生研究所で処分された動物たちの霊を供養するため、獣医師会、愛護団体、かわさき犬ねこ愛護ボランティア、保健福祉センター等の関係職員や市民が参列し、動物慰霊祭を執り行います。

平成22年度は9月24日に実施し、54名が参列しました。

⑥施設見学等

当センターは、広く一般に公開しており、市内だけでなく市外の方からの見学、実習依頼も多く寄せられます。小学校、中学校などの自由研究・職場体験や高校、大学の論文のためなど理由は様々ですが、殺処分室も含めた見学を実施しています。

また、雑誌、報道機関からも度々取材の相談があり、対応しています。見学等に関しては、当センターの業務を正しく理解してもらうことや、殺処分の実態を知ってもらうことにより、より広く動物愛護の普及啓発を図れるため、積極的に対応しています。

平成22年度実施状況

回数	参加数	対象
77	220	市民、市外住民、学生、雑誌、報道機関など

(2)動物の適正飼養推進

動物の苦情については、各区役所保健福祉センター衛生課と当センターに寄せられますが、特に犬の鳴き声や犬ねこの糞尿による被害が多くなっています。鳴き声などは近隣とのトラブルが発生しやすいこともあり、飼い主も精神的に参ってしまっていることがあります。また糞尿の不始末や放し飼いなどは飼い主のモラルが低く継続的な指導が必要となります。このため、返還、譲渡等様々な機会を通じて、飼い主等が責任を持って動物を適正に飼養できるように普及啓発をしています。

①犬ねこ等の適正飼養講習会

犬の譲渡を希望する者を対象に、犬との共生について学び、模範的な飼い主となることを目的として譲渡前及び譲渡時に講習会を実施します。また、そのほかの動物についても、譲渡前に適正に飼養できるかを確認し、譲渡時講習を実施しています。

また、現在犬を飼っている、またはこれから飼いたいと思っている市民を対象に マナーアップを目的とした、犬と楽しく暮らすための犬のしつけ方教室を開催しています。

平成22年度実施状況

種類		回数	参加数	内容
譲渡	譲渡前講習会	21	34	動物に係わる法律、犬を飼うための責任、動物由来感染症等
	譲渡時講習会	194	198	犬ねこ等の性格・健康状況・適正飼養・しつけ方等
犬のしつけ方教室		2	34	講習「犬と楽しく暮らすためには」 講習「犬とのよりよい共生のために」

②動物に関する苦情

動物による危害の防止、生活環境の保全のため、市民等からの苦情に対しては迅速に対応しています。特に犬の捕獲に関しては、市民の安全のために時間外でも緊急的な対応を必要とします。また、傷病動物の保護、収容についても各区役所保健福祉センター衛生課と連携を図りながら、迅速に対応するとともに、夜間などの時間外には川崎市獣医師会や警察機関等と協力しながら対応しています。

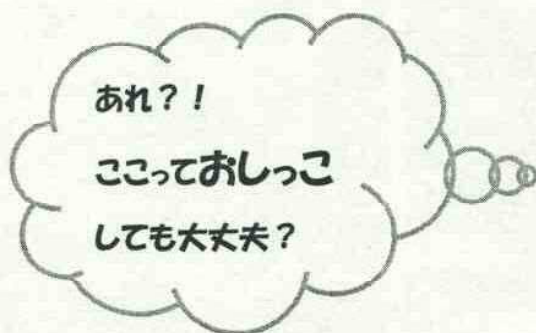
動物別にみると、犬の相談で最も多いのが「犬の鳴き声」「散歩での糞の不始末」です。特に鳴き声に関する苦情の場合には、飼い主が判明しており、飼い主自体も問題を認識していますが、対応方法がわからないという事例がたびたびあります。苦情があった場合にはよく聞き取りを行い、保健福祉センター衛生課と協力して、飼い主に対して、犬の適正飼養方法に関する指導を行います。

ねこに関する苦情では、仔ねこの保護や引き取りの相談が最も多く、次いで近隣のねこの餌やりや外飼いねこによる糞尿の被害などとなります。飼い主の判明しないねこに関しては、聞き取りを十分行い、緊急性があるものに関して引き取りを行っています。

また、餌やりを行っている人や飼い主が判明している場合には、保健福祉センター衛生課で相談を受けて、必要に応じて指導をしています。飼い主が判明していない場合でも、保健福祉センター衛生課では、ねこ侵入防止対策について相談を受けており、「ガーデンバリア」などの器具の貸し出しも行っています。

なお、このような苦情では、すぐに解決する事例が少ないため、苦情者には、時間がかかることと自衛策について説明します。苦情の大部分は、糞尿の不始末や異常な鳴き声の放置、集合住宅での不適正飼養など、飼い主等のモラルや適正飼養への認識不足、問題行動の改善方法がわからない等によるものが多く、現地調査により状況を確認するとともに、必要に応じて保健福祉センター衛生課への技術支援という形で対応します。

平成22年度の苦情件数は363件で、犬に関する苦情が153件(捕獲収容等52件、飼養管理93件、その他8件)、ねこに関する苦情が199件(保護収容相談133件、飼養管理53件、その他13件)、その他の動物の保護収容相談が11件でした。



苦情受付件数(区別)

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
総数		363	68	23	74	58	74	32	34
犬	捕獲	13	3	0	1	3	4	2	0
	引取り	39	7	5	6	3	7	4	7
	飼養管理	93	19	7	15	19	12	9	12
	その他	8	1	0	1	0	1	0	5
ねこ	保護・引取り	133	27	7	29	20	34	8	8
	飼養管理	53	7	3	16	8	14	5	0
	その他	13	2	1	4	2	1	2	1
その他	保護・引取り	11	2	0	2	3	1	2	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0

③動物に関する相談・問い合わせ

動物の新たな飼い主希望者や現在飼養している動物の飼い方相談など動物に関する相談を受けています。特に、現在飼っている方で、飼養管理方法に悩んだり、問題行動に対応できていない場合があるため、積極的に聞き取りを行い、必要に応じてしつけ等の指導を実施し、終生飼養に向けて支援します。

また、飼い主からの逸走動物の問い合わせに対しては、動物の特徴や逸走日時、逸走場所等詳細に聞き取りを行い、行方不明動物受付簿(市内・市外)に記録するとともに、他自治体や警察署などを紹介しています。さらに、当センターのホームページの収容動物情報には、写真や特徴等を掲載し、24時間情報を確認できるようにするとともに、事務所に写真付きの収容動物情報ファイルを常設し、常に問い合わせに対して迅速、的確に対応できるようにしています。併せて、飼い主には、逸走動物が見つからない場合には、週に一回の割合で、当センターに電話をしてもらい、収容動物が飼い主に正確に返還できるように厳重にチェックしています。

なお、動物の保護の届け出に関しても保護動物受付簿に記録して、警察署等を紹介するなど同様に対応しています。

平成22年度の相談件数は1,556件で、動物の飼養希望221件、動物の飼い方相談262件、逸走動物届出590件、保護動物届出191件、その他292件です。

相談等受付件数(月別)

月	総数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総数	1,556	122	136	134	129	156	123	114	135	116	130	113	148
飼養希望	221	19	21	17	15	16	19	16	19	18	17	19	25
飼い方相談	262	31	35	30	27	23	16	15	13	15	17	21	19
逸走動物届出	590	37	39	49	52	74	50	49	50	52	47	39	52
保護動物届出	191	9	12	17	17	20	17	14	29	8	24	6	18
その他	292	26	29	21	18	23	21	20	24	23	25	28	34

④返還時の飼い主指導

当センターに收容される動物の大部分が迷子札、マイクロチップ等が未装着のため飼い主がわかりません。また、犬に関しては、狂犬病予防法に基づく犬の鑑札や狂犬病予防注射済票(以下「済票」という。)がほとんど装着されていません。このため、飼い主が判明したときには、動物愛護法に基づく所有者明示義務や狂犬病予防法に基づく鑑札や済票の装着義務について指導します。また、希望する飼い主には返還時にマイクロチップ(有料)を挿入しています。

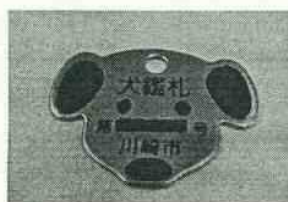
当センターに收容される犬ねこの飼い主からは、「いつもは帰ってくる。」というような発言が多く見受けられるため、普段の飼養管理方法に関しても指導しています。また、二回以上当センターに收容された動物の飼い主に対しては、逸走防止対策について区役所保健福祉センター衛生課とともに現地指導しています。

平成22年度收容動物所有者明示状況

	鑑札	注射済票	マイクロチップ	脚環	迷子札
犬	2	4	4		
フェレット			1		
ハト				9	
ヨウム				1	

※ 鑑札と注射済票両方を装着していた犬はいませんでした。

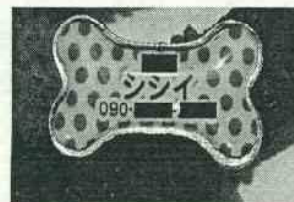
※ 迷子札を装着していた動物はいませんでした。



犬鑑札



予防注射済票



迷子札

2 動物の収容・保護・管理事業

(1)市内の犬登録・狂犬病予防注射実施状況

市内の登録状況の年度別推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
登録頭数	34,399	35,806	37,838	40,074	42,527	44,852	48,171	51,406	54,401	56,562	58,607
	3,837	4,295	4,564	4,497	5,038	4,894	5,634	5,888	5,316	4,950	4,563
予防注射頭数	29,655	30,785	32,243	33,602	35,630	37,107	39,479	41,823	43,039	43,901	44,763

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

区別の登録状況

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	58,607	9,430	5,417	7,532	8,767	10,032	8,530	8,899
	4,563	734	427	583	642	822	614	741
予防注射頭数	44,763	6,937	4,408	5,535	6,473	7,905	6,306	7,199
世帯数	664,538	105,971	71,148	117,525	102,280	92,314	103,340	71,960

※登録頭数下段は、新規登録頭数の再掲

(2)犬の捕獲・収容・返還

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、危害の防止及び動物の愛護のため、犬の捕獲及び拾得者等からの引き取り、負傷した犬の保護を実施しています。

咬傷事故を未然に防ぐため、放浪犬の通報があった場合には、各区役所保健福祉センター衛生課と連携し、迅速に対応します。また、早朝や夜間などの時間外でも危害防止の観点から緊急捕獲を実施します。

平成22年度の犬の捕獲等の出動は120回・127頭でした。その内訳は、犬の捕獲が15回出動で17頭、拾得者等からの引き取りが101回出動で101頭、負傷犬の保護が4回出動で9頭でした。(拾得者等からの持ち込みは出動回数に含まない。)

平成22年度に当センターに収容された犬127頭のうち、79頭が飼い主に返還されました。

犬の捕獲等・返還状況の年度別推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
捕獲等頭数	321	309	226	207	249	250	186	196	189	126	127
								116	154	94	101
返還頭数	182	145	134	143	142	140	131	149	132	84	79
返還率	56.7	46.9	59.3	69.1	57.0	56.0	70.4	76.0	69.8	66.6	62.2

※捕獲等頭数下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

収容犬の返還日数

当センターでは収容日当日から数えて5日目を、収容の期限としています。

区	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	飼い主が 市外
捕獲等頭数	127	26	12	12	20	25	18	14	
返還頭数	79	8	4	11	19	9	8	7	13
返 還 日	収容当日	31	1	2	4	12	5	2	1
	2日目	29	3	1	6	6	4	4	4
	3日目	9	1	0	0	1	0	1	0
	4日目	3	2	0	1	0	0	0	0
	5日目以上	7	1	1	0	0	0	1	2

(3) 犬ねこ等の引き取り

飼い主から動物の引き取りを求められた場合には、新たな飼い主を探す努力をすることと終生飼養について指導した上で、「やむを得ない理由がある場合」に限り、殺処分を十分に説明してから引き取っています。やむを得ない理由とは、飼い主の死亡、転居等により継続して飼養できない状況で、新たな飼い主が見つからない場合などをいいます。

また、犬ねこ等を拾った市民から引き取りを求められた場合には、故意または悪意により捕獲した動物を引き取ることをしないよう十分な聞き取りを実施しています。

特にねこに関しては、拾得されたねこが自活できない状況かどうか確認するとともに、自活できると判断したねこについては引き取りを実施していません。

なお、引き取り動物の大部分は離乳前の仔ねこで、「産み捨てられた仔ねこ」「捨てられていた仔ねこ」等を拾得者から引き取る場合が多いです。ねこに関しては、繁殖制限を行うことなく屋外で飼養したり、屋外と屋内を自由に行き来できるようにして飼養している飼い主がいまだに多いため、多くの仔ねこが生まれてしまうという環境があります。そのような状況で当センターに収容される離乳前の仔ねこの多くは、やむを得ず殺処分となります。

平成22年度の引き取り動物は927頭で、犬157頭（飼い主から56頭、拾得者等から101頭）、ねこ704頭（飼い主から142頭、562頭）、うさぎ・鶏等のその他の動物は66頭（警察から52頭）でした。

なお、平成18年度から、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項に基づき、拾得者等から犬ねこを引き取る場合には、「所有者の判明しない犬又はねこの引き取り依頼書」により引き取りを実施しています。

犬ねこ等の引き取り状況年度別推移

ねこの引取り数について、平成18年度以降急激に増加しているのは、離乳前の仔ねこについて負傷動物扱いとしていたものを、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法を変えたことによります。

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
総数	1,264	943	742	735	599	767	1,296 848	1,351 879	1,180 793	949 683	927 693
犬	192	120	95	91	86	149	109	187 116	227 154	143 94	157 101
ねこ	991	772	556	533	477	567	1,142 848	1,101 738	852 639	746 589	704 562
その他	81	51	91	111	36	51	45	63	101	60	66

※下段は、拾得者等からの引き取り数の再掲

(4) 負傷動物の保護

公園、道路等で負傷していたり、病気にかかって動けなくなっている飼い主のわからない犬ねこ等の動物について通報があった時には保護・収容し、応急処置などの治療を行っています。

また、夜間・休日などの時間外の負傷動物の保護及び治療については、川崎市獣医師会に委託しています。

平成22年度の負傷動物の保護は、犬9頭、ねこ172頭、その他の動物98頭でした。

負傷動物保護状況年度別推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
総数	828	908	1,019	1,085	965	979	530	339	347	330	279
犬	15	5	7	1	0	0	0	0	20	16	9
ねこ	729	821	935	988	857	873	376	244	189	203	172
その他	84	82	77	96	108	106	154	95	138	111	98

※ 負傷ねこの収容数について、平成18年度以降急激に減少しているのは、拾得者がいる場合には「引き取り」扱いとして掲載の方法が変わっているためです。

平成22年度の動物の収容状況

			総数	保健福祉 センター	愛護センター		
					窓口	個別	
総数			1, 223				
犬	計		183	25	45	96	
	91日以上		171				
	91日未満		12	1	6	5	
ねこ	計		876				
	91日以上		150				
	91日未満		726				
その他			164				
所有者か らの引取り	計		212	95	99	18	
	犬	計	56	22	22	12	
		91日以上		49	21	16	12
		91日未満		7	1	6	0
	ねこ	計	142	73	63	6	
		91日以上		61			
		91日未満		81			
	その他		14	0	14	0	
	拾得者等 からの引 取り(警察 含む)	計		715	321	171	223
犬		計	101	3	22	76	
		91日以上		101			
		91日未満		0			
ねこ		計	562	318	149	95	
		91日以上		12			
		91日未満		550			
その他		52	0	0	52		
犬の捕獲		計		17	0	0	17
	91日以上		17	0	0	17	
	91日未満		0	0	0	0	
負傷動物	計		279				
	犬	91日以上	4	0	1	3	
		91日未満	5	0	0	5	
	ねこ	91日以上	77				
		91日未満	95				
	その他		98				

(5) 収容動物の飼養管理

飼い主の判明しない収容動物については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく公示を実施します。同時に広く情報を提供するため、ホームページに収容動物情報を掲載しています。飼養管理日数は収容日当日から数えて最低5日間以上(土日等含まないで数える。)としており、収容と同時に写真の撮影、特徴、年齢等の確認、マイクロチップリーダーによる全身の読み取りを実施しています。

また、咬傷事故を起こした飼い主の判明しない犬を収容した場合、各区保健所長の依頼により、14日間飼養管理を実施しながら狂犬病罹患の有無について検診し鑑定を行っています。飼い主が明らかな場合でも、適切に飼養管理ができないと判断される場合にはセンターに収容されることがあります。検診期間中に死亡した場合などは、当センターで検体を採取し、神奈川県衛生研究所精密検査を実施しています。なお、平成22年度は、狂犬病鑑定及び精密検査の実施はありませんでした。

さらに、飼い主からの引き取り動物については、収容後すぐに健康診断等を実施しながら、飼養管理を行います。負傷動物は、交通事故や病気など様々な状態で収容されますが、収容期間中はできる限り治療を実施します。

なお、動物同士の感染症を防ぐため、収容後すぐに検便(虫卵検査)を実施し、健康状態を確認します。また、ウイルス性感染症の予防のため、週に1回搬送車及び犬舎全体を次亜塩素酸ナトリウムで消毒します。状況に応じて、ヨウ素や熱湯なども使用します。



(6) 犬ねこ等の殺処分

収容管理期間が満了した動物のうち、高齢や病気、攻撃的などの理由で譲渡に

適さないと判断した動物については、炭酸ガスの吸入または麻酔薬注射により殺処分を行い、死体は環境局浮島処理センターで焼却しています。

また、収容された動物で、飼養管理が困難な離乳前の仔ねこや治療による回復が困難で著しい苦痛を伴っている負傷動物等については、収容期限内であっても獣医師の判断により殺処分を実施します。

なお、平成22年度の殺処分は694頭で、犬30頭、ねこ586頭、その他の動物78頭でした。

殺処分状況の年度別推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
総数	2,037	1,826	1,761	1,785	1,565	1,671	1,704	1,474	1,234	989	694
犬	185	166	157	115	145	186	89	86	87	58	30
ねこ	1,689	1,547	1,449	1,494	1,306	1,366	1,472	1,301	993	816	586
その他	163	113	155	176	114	119	143	87	154	115	78

(7)犬ねこ等の引渡し

収容期限を過ぎた動物の中から、家庭動物として飼養可能と判断した動物を個人や新たな飼い主を見つける活動をしている対象団体等へ譲渡しています。

また、譲渡をより推進するため、当センターのホームページに譲渡動物情報を掲載し、随時内容を更新しています。

一般譲渡

新たな飼い主を希望する市民等に対して、動物の習性、しつけ、関係法令等について事前に講習会を実施し、模範的な飼い主になるよう啓発しています。また、講習会実施の際、当センターの譲渡条件について説明し、動物を飼養できる環境か確認しています。動物を譲渡する場合には、譲渡会ではなく、マッチング形式で実施しています。さらに、譲渡後のフォローについても積極的に実施し、状況に応じて現場指導も行っています。譲渡動物の飼養管理調査は、終生飼養推進事業で特に重要なものと考え、フォローが可能な市民及び近隣の住民に対して譲渡を実施しています。

団体等譲渡

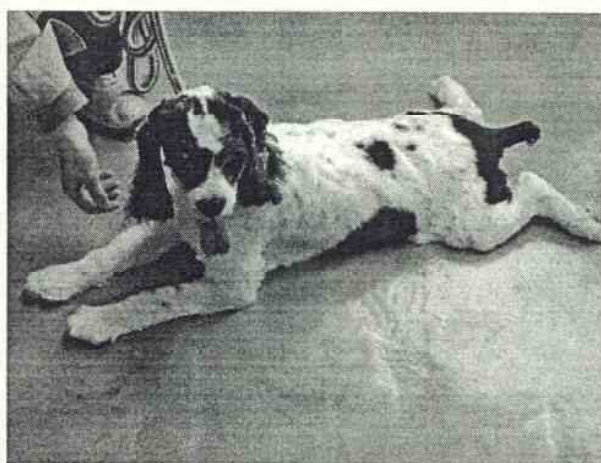
新たな飼い主を見つける活動を行う団体等(個人活動者を含む。)を対象に譲渡を行っています。団体等への譲渡動物は、一般譲渡より基準を緩和し、その動物の状況を説明したうえで、離乳前の仔ねこや老齢、病気の動物についても譲渡を実施しています。対象となる団体は、川崎市の譲渡事業に協力し、川崎市近隣を拠点とする非営利な活動を行う団体で、平成22年度は16団体が譲渡対象団体等として登録されています。

譲渡状況年度別推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
総数	266	222	100	72	107	146	137	139	133	202	416
犬	146	120	47	38	54	69	78	66	71	41	69
ねこ	63	60	38	24	30	50	37	49	49	123	299
その他	57	42	15	10	23	27	22	24	13	38	48

平成22年度譲渡状況

	総数	個人									団体等
		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生	市外	
総数	416	138	11	13	8	20	22	15	7	42	278
犬	69	24	3	0	1	4	4	2	2	8	45
ねこ	299	81	5	8	6	12	15	11	3	21	218
その他	48	33	3	5	1	4	3	2	2	13	15



(8) 登録と狂犬病予防注射

収容犬を返還する際に、登録状況の確認を行い、未実施犬については、登録と狂犬病予防注射を実施しています。また、譲渡の際にも市内在住者に対して登録等を実施しており、平成22年度は登録33頭、予防注射20頭でした。

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
登録頭数	返還	20	3	1	1	7	3	2	3
	譲渡	13	3	0	1	4	2	1	2
予防注射実施頭数	返還	9	1	1	1	3	1	1	1
	譲渡	11	3	0	1	2	2	1	2

(9) マイクロチップの推進

所有者明示措置を積極的に推進するため、譲渡や返還の際にマイクロチップについて飼い主に説明したうえで、希望者に挿入を実施しています。

平成22年度は、犬17件、ねこ1件のマイクロチップ挿入申し込みがあり、飼い主に挿入場所を説明したうえで実施しました。

(10) 繁殖制限

当センターに収容される動物の大部分が繁殖制限を実施しないで増えてしまった仔ねこです。また、収容動物の多くが繁殖制限をきちんと実施していないという現状があります。

当センターから収容動物を譲渡する場合には、新たな飼い主となる人に必ず避妊去勢手術を実施することを誓約していただきますが、当センターでも状況に応じて避妊去勢手術を実施しています。特に健康状態が問題なく手術可能な月齢になった動物については、積極的に実施するようにしています。

平成22年度は、犬4頭、ねこ1頭の手術を実施しました。

(11) コーディネート事業

やむを得ない事情で飼養を継続することができなくなった動物の情報を、当センターのホームページに掲載することで、新たな飼養希望者を探す手伝いをしています。市民を対象としており、ホームページに掲載するためには、直接当センターの窓口での申込が必要となります。

平成22年度は、新たに2件の登録があり、前年度からの登録を含めて2件の譲渡が成立しました。

3 動物取扱業及び特定動物に係わる事業

(1) 動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律により、哺乳類、鳥類、は虫類について、販売・保管・貸出・訓練・展示のいずれかの業を営む場合には、規定された基準に適合した動物の取り扱い施設、飼養施設を設け、保健所長の登録を受ける必要があります。川崎市では、動物取扱業に係わる相談、申請、監視を各区役所保健福祉センターで実施していますが、当センターにも市民からの相談が多く寄せられるため、協力して対応しています。

平成22年度登録状況

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
取扱業登録数	488	67	41	78	59	99	73	71

(2) 特定動物

動物の愛護及び管理に関する法律では、ライオンやワニなどの猛獣や猛禽類、有毒である動物を特定動物として定めており、飼養または保管する場合には、動物の種類ごとに定められた基準に合った飼養施設を設けて市長の許可を受けることとなっています。また、許可を受けた動物ごとにマイクロチップ等による個体識別措置が義務付けられています。

当センターでは、許可申請を受理した場合、基準に適合しているかどうかの確認のため立ち入り検査を実施します。また、既許可施設については、随時立ち入り調査を実施し、施設基準・逸走防止対策・個体識別措置の遵守等について監視指導を行っています。

また、飼い主等から特定動物の逸走の通報があった場合には、市民の生命等に危害が及ぶことがないよう、関係機関と連携し必要に応じて捕獲等の措置を講じます。

平成22年度飼養許可状況

		総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
飼養許可数		13	5	0	0	1	4	1	2
内 訳	サル	2	0	0	0	0	1	0	1
	ワニ	3	2	0	0	0	0	0	1
	カメ	4	2	0	0	1	0	1	0
	ヘビ	2	0	0	0	0	2	0	0
	トカゲ	2	1	0	0	0	1	0	0

4 鳥獣保護法関係事業

(1) 鳥獣捕獲許可等事務

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第5条第2号に基づく捕獲許可事務について当センターに移管されています。

特に4月以降はカラスの営巣による生活被害が多く寄せられます。当センターでは、相談内容により、公園内の樹木や街路樹、電柱などに営巣している場合には、その管理者を紹介しています。また、各区役所保健福祉センターから依頼があった場合には、状況に応じて現地の確認も行っています。

平成22年度の生活被害防止のための有害鳥獣捕獲許可申請は251件、傷病鳥獣保護のための捕獲許可申請は4件、これに伴う許可証及び従事者証については1011枚交付しました。

(2) 鳥獣飼養登録事務

神奈川県では、現在愛がん飼養目的での飼養登録を認めていません。平成22年度はすでに登録して、メジロを飼養している市民の登録更新に伴う登録票を2件交付しました。

(3) 移入動物捕獲支援

当センターでは要綱に基づき、人家等に営巣し、騒音やふん尿などの生活環境被害を発生させた有害移入動物(ハクビシン、タイワンリス等)の捕獲を実施する市民に、捕獲方法の助言と捕獲器具の貸出などの支援をしています。

電話相談時に状況の聞き取りを行い、実際に生活被害があり、捕獲以外に方法がない場合で、自身で捕獲を実施する市民に対して、捕獲器具の貸し出しと同時に有害鳥獣の捕獲許可を申請してもらいます。

また、有害移入動物が捕獲された場合、殺処分を有料で実施しています。



平成22年度貸出・捕獲状況(ハクビシンのみ)

	総数	川崎	幸	中原	高津	宮前	多摩	麻生
捕獲箱貸出依頼件数	98	3	7	12	6	9	37	24
捕獲箱貸出数	107	3	8	12	7	9	40	28
ハクビシン捕獲数	41	2	4	3	2	3	12	15

(4) アライグマ防除実施計画

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、特定外来生物であるアライグマによる生活被害をうけたり、目撃したとの連絡を受けた場合には、捕獲箱の設置について説明し、当センター職員が直接現地で確認して設置します。なお、当センター職員は神奈川県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等の届出をしています。

平成22年度は、川崎区で目撃情報があり、捕獲箱を設置しましたが、捕獲できませんでした。

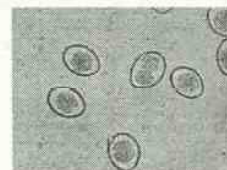
5 動物由来感染症対策

(1) 収容動物の検査

人と動物の共通感染症を未然に防止するため、収容動物、ふれあい動物からの病原体検出状況等について検査を実施しています。

また常に健康状態を把握することにより収容動物の適正な管理を推進し、新たな飼い主になる人へ健康な動物を譲渡することができるとともに、施設内の感染症を予防することができます。

収容動物のうち、犬69頭、ねこ299頭を対象に検便(虫卵)を計1334件実施しました。2か月前後の仔ねこの多くに猫回虫、コクシジウムが発生しました。また、犬については、仔犬は犬回虫、成犬は鞭虫などが検出されましたが、ねこに比べて少ない件数でした。



(2) ふれあい動物の検査

ふれあい動物は、小学校低学年、保育園、老人福祉施設などの感染リスクの高い人と接触するため、怪我、皮膚病、下痢等の健康状態のチェックを常に行います。

また、ふれあい犬については、普段から検便(虫卵)と二週間ごとのシャンプー、爪切りなどを実施しています。

さらに病原体の感染状況を確認するため、年に数回、赤痢菌などの細菌検査を実施しています。

検査項目	検査 件数	検査結果			備考
		陽性	陰性	判定不能	
赤痢菌	17		17		ふれあい動物で実施 犬・うさぎ・モルモット
サルモネラ菌	17		17		
リステリア菌	17		17		

(3) 高病原性鳥インフルエンザ

感染のリスクの高い野鳥が死亡しているとの通報があった場合には、高病原性鳥インフルエンザの感染の有無を確認するため、現地確認し、死亡野鳥の迅速検査を実施しています。また、状況に応じて死体のあった場所の消毒も行っています。

平成22年度は、カラス2件、アオサギ1件、ゴイサギ1件、ウミウ1件、オシドリ1件、その他感染リスクの低い野鳥4件実施しました。

平成22年度簡易検査実施状況

	総数	カラス	アオサギ	ゴイサギ	ウミウ	オシドリ	その他
簡易検査 実施件数	10	2	1	1	1	1	4